

## ② 指定病院や指定老人ホームなどでの不在者投票

ア 入院(入所)している施設長(不在者投票管理者)に投票用紙などを請求します。

イ 施設長の管理のもとで不在者投票を行います。

詳しくは、入院(入所)している施設または市選挙管理委員会事務局までお尋ねください。

## ③ 郵便などによる不在者投票

身体に重度の障害がある人(一定の要件に該当する人)や介護保険法の「要介護」5の人は、郵便により自宅で投票することができます。

ただし、郵便による不在者投票には、あらかじめ市選挙管理委員会に郵便等投票証明書の交付を申請する必要があります。

郵便等投票証明書を持っている人は、4月6日(水)の午後5時までに市選挙管理委員会事務局へ投票用紙の請求をしてください。

詳しくは、市選挙管理委員会事務局までお尋ねください。

### ◆即日開票

開票は4月10日(日)、午後9時から大川市民体育館で行います。

### ◆開票速報

開票速報を市ホームページ(<http://www.city.okawa.fukuoka.jp/>)で午後10時から30分ごとに配信する予定です。

### ◆入場券について

同一世帯をまとめた封筒で3月31日頃に郵送します。ただし、選挙権を有する人が7人以上の世帯には、2通以上届きます。

また、入場券をなくした人は、投票所へ行って受付に申し出れば、投票できます。

### ◆選挙公報について

福岡県知事選挙の選挙公報を3月末から4月初めにかけて各世帯へ郵送します。

### ◆その他

不明な点や詳しいことは市選挙管理委員会事務局(☎85-5565)へお尋ねください。

## 大川市選挙管理委員会・大川市明るい選挙推進協議会

## 「ねんきんネット」がはじまりました

「ねんきんネット」は年金加入者や受給者が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができる日本年金機構のサービスです。

### ◆年金加入記録が一覧で確認できます!

国民年金や厚生年金など、加入状況が一覧で確認できます。

### ◆未加入期間などがわかりやすく表示されています!

年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動など、確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されます。

<https://www3.idpass-nenkin.go.jp/neko/>

詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

※インターネットの利用が難しい人には、年金事務所だけでなく、4月1日(金)より市民課窓口(4番窓口)でも

手続きをすることで年金加入記録を確認することができます。

※窓口での手続きを行う場合は、**本人確認書類(運転免許証など)**とともに**必ず、基礎年金番号がわかるもの(年金手帳など)**、または**照会番号がわかるもの(ねんきん定期便など)**を持参ください。  
※旧法受給者および共済加入中の人は、本サービスは利用できませんのでご了承ください。

### 【問合せ】

久留米年金事務所 ☎0942-33-6192

市民課国保年金係 ☎85-5503

「20歳以上のあなたは、持っている人です。」

あなたの選挙権、あなたの一票をたいせつに。」

## 福岡県知事・福岡県議会議員一般選挙

投票日は**4月10日(日)** 午前7時から午後8時まで

福岡県知事・福岡県議会議員一般選挙が上記日程で行われます。

みなさんの意思を反映させるため、明るい、きれいな選挙でもれなく投票しましょう。

### 各投票区の投票場所

投票区名	投票場所	投票区名	投票場所
第1投票区	大川小学校体育館	第5投票区	木室小学校体育館
第2投票区	宮前小学校体育館	第6投票区	田口小学校体育館
第3投票区	三又小学校体育館	第7投票区	川口小学校体育館
第4投票区	道海島小学校体育館	第8投票区	大野島小学校体育館

### 選挙資格

① 満20歳以上(平成3年4月11日までの出生者)

② 大川市に引続き3か月以上居住している人

☆県知事選挙 平成22年12月23日までに転入届をし、引続き住民基本台帳に記録されていて、投票日現在も居住している人

☆県議選挙 平成22年12月31日までに転入届をし、引続き住民基本台帳に記録されていて、投票日現在も居住している人

### ◆期日前投票(県知事選挙と県議選挙では、期間が異なりますのでご注意ください。)

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの理由で、投票日に投票できない人は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じく投票を行うことができます。

① 期 間 選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の前日まで

●県知事選挙 3月25日(金)～4月9日(土)

●県議選挙 4月2日(土)～4月9日(土)

② 投票できる人 選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの一定の事由に該当すると見込まれる人

③ 投票場所 市役所1階正面玄関ロビー左側です

④ 投票時間 上記期間中の午前8時30分から午後8時までです

⑤ 投票手続 入場券が届いていれば持参していただき、宣誓書に該当事由を記入して投票してください。※入場券がなくても投票することができます。

### ◆不在者投票

仕事・旅行などで選挙期間中に名簿登録地以外の市区町村に滞在している人、病院や老人ホーム(都道府県の選挙管理委員会が指定した施設に限る)に入院(入所)中の人や身体に重度の障害がある人など(一定の要件に該当する人)は、不在者投票をすることができます。

投票開始日は、「告示日の翌日」からです。

#### ① 仕事・旅行などで滞在している市区町村での不在者投票

ア 市選挙管理委員会に投票用紙を請求します。

イ 投票用紙が届いたら、滞在地の選挙管理委員会へ持参して不在者投票を行います。

詳しくは、市選挙管理委員会事務局までお尋ねください。